

通所型サービスA(緩和型)に係るQ&Aについて

NO.	項目分類	質問の趣旨	回答
1	サービス提供	新たに通所型サービスAのみ実施することはできるか。	実施できます。
2		通所型サービスAと介護予防通所介護相当サービスを併用することはできるか。	併用して利用することはできません。
3		送迎について、通所介護、介護予防通所介護相当サービスと同時に通所型サービスA利用者の送迎を行ってもよいか。	送迎を含めての報酬単価となるため、利用者の希望があれば可能です。
4		元気な方を対象としているのであれば、プログラムの内容として、ずっと外出してもよいか。	プログラム内容の限定はありませんが、プランに位置付けし、そのプログラムが必要であることを記載する必要があります。サービス提供時間すべてを外出というプログラムは不可と考えます。
5		入浴を希望する利用者がある場合は実費となるのか。また、その際の設定金額に基準はあるのか。	サービス内容に入浴は想定していないため、利用者が希望する場合は保険給付外となり利用者の実費負担となる。よって、設定金額に基準はないが、利用者十分に説明し同意を得た上での提供をすること。また、サービス提供時間に含めない点にも留意すること。
6		一体的にサービスを提供する場合で、保険給付外での入浴利用者と、通所介護(または地域密着型通所介護)及び介護予防通所介護従前相当サービスでの入浴利用者が同一時間帯に利用することは可能か。	可能です。 しかしながら、通所介護(または地域密着型通所介護)及び介護予防通所介護従前相当サービスでの入浴利用者のサービス提供に支障がないように努めること。
7	人員基準	通所介護、介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスAの管理者は兼務できるのか。	兼務可能。
8		通所型サービスAの人員基準において、通所介護等を提供する事業所における介護職員は、当該従事者を兼務することは可能だが、当該従事者として兼務する時間を、通所介護等を提供する事業所の常勤換算に加えることはできないが、勤務の実態を別に勤務表などで示す必要はあるか。	通所介護と通所型サービスAに従事する職員の兼務関係を明確に分けて勤務表等に記載すること。 ※指定における「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」については、別にする必要はありません。
9	報酬・加算・減算	通所介護と、通所型サービスA及び介護予防通所介護相当サービスを一体的に行う場合、人員基準欠如の扱いはどのようにすべきか。	通所介護と通所型サービスA及び介護予防通所介護相当サービスを一体的に行う事業所については、それぞれ必要となる職員(勤務時間)の合計に対して実際の職員配置が人員欠如となった場合、一体的に運営している以上、それぞれのサービスの提供や利用者の処遇に支障があると考えられることから、それぞれの事業所が人員欠如となり、通所介護と、通所型サービスA及び介護予防通所介護相当サービスそれぞれが減算対象となる。

通所型サービスA(緩和型)に係るQ&Aについて

NO.	項目分類	質問の趣旨	回答
10	報酬・加算・減算	<p>通所介護と、通所型サービスA及び介護予防通所介護相当サービスを一体的に行う場合、定員超過利用の扱いはどのようにすべきか。</p> <p>①通所介護 ②介護予防通所介護相当サービス ③通所型サービス</p>	<p>通所介護と介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAを一体的に行う事業所の定員について、通所介護と介護予防通所介護相当サービスについては、通所介護の対象者となる利用者(要介護者)と介護予防通所介護相当サービスの対象となる利用者(要支援者等)との合算で、利用定員を定め、これとは別に通所型サービスAについては、当該サービス利用者(要支援者等)で利用定員を定めることとしている。</p> <p>例)事業所の最大定員 20人(①②の届出20人、③の届出5人の場合)①②③の利用定員を区分せず一体的に行う。</p> <p>定員超過の取扱い ①②の利用定員の範囲内で③の利用者を受け入れた場合は、事業所の最大定員の範囲であれば③の利用定員を超過した場合でも減算の対象となりません。しかし、①②③を一体的に行い、事業所の最大定員が超過した場合で①②の部分が定員超過になっていない場合、③について減算の対象とする。</p> <p>なお、事業所は、適正なサービス提供を確保するため、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。</p>
11		<p>通所介護と、通所型サービスA及び介護予防通所介護相当サービスを一体的に行う場合、サービス提供体制強化加算を算定する上で、職員の割合はどのように算出すればいいか。</p>	<p>サービス提供体制強化加算の算定に当たっては、常勤換算法により介護福祉士が50%以上配置されていること等が要件とされており、サービスを一体的に行う場合、通所型サービスAの職員は含めず、職員の割合を算出する。</p> <p>この場合、通所介護と介護予防通所介護相当サービスの双方において、サービス提供体制強化加算の算定可能である。</p>
12		<p>加算について、運動器機能向上加算などは設定しないのか。</p>	<p>通所型サービスAの考え方として、従事者の資格要件を緩和し、簡略化した基準によるサービスであるため、専門職の専従要件や専門性が高いサービスを提供する加算は設定しないこととしました。</p>
13		<p>通所介護と、通所型サービスA及び介護予防通所介護相当サービスを一体的に行う場合、地域密着型通所介護への移行対象となる利用定員についてどのように考えるか。</p>	<p>通所介護の定員については、通所介護と介護予防通所介護相当サービスを一体的に行う事業所の場合、通所介護の対象となる利用者(要介護者)と介護予防通所介護相当サービスの対象となる利用者(要支援者等)との合算で利用定員を定めることとしている。</p> <p>したがって、通所型サービスAの利用定員に関わらず、通所介護と介護予防通所介護相当サービスの合計が18名以下の場合において、地域密着型通所介護への移行対象となる。</p>
14	運営基準	<p>通所介護と通所型サービスA及び介護予防通所介護相当サービスを一体的に行う場合、食堂及び機能訓練室の合計した面積は、どのように確保すべきか。</p>	<p>それぞれの利用者の処遇に支障がないことを前提にサービスを提供する必要があるため、食堂及び機能訓練室の合計した面積は、事業所全体の利用定員×3㎡以上確保する必要がある。</p>
15		<p>地域密着型通所介護、介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAを一体的に運営し、地域密着型通所介護+介護予防通所介護相当サービスの定員を18名、通所型サービスAの定員を5名と定めた場合、1単位で利用可能な最大者数は18名(地域密着型通所介護+介護予防通所介護相当サービス)+5名(通所型サービスA)の23名と考えてよいか。 また、その場合の確保すべき食堂及び機能訓練室の合計した面積は23名×3㎡=69㎡以上ということによいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

通所型サービスA(緩和型)に係るQ&Aについて

NO.	項目分類	質問の趣旨	回答
16	運営基準	個別計画について、毎月評価が必要か。また、ケアプランを基に個別計画を作成するが、ケアプランの期間はどうか。	介護予防ケアマネジメント(又は介護予防支援)によるケアプランの有効期間は、該当利用者毎に異なります。よって、個別計画の有効期間は、ケアプランの有効期間に沿って作成することになります。 また、通所型サービスAの個別サービス計画について ①サービスの提供開始時から、少なくとも月1回は、利用者の状態、サービスの提供状況等について、ケアプラン作成者へ報告すること。 ②適宜状況に応じて、その計画の実施状況のモニタリングを行い、記録すること。
17		(参考様式)通所型サービスAの個別サービス計画書について、独自様式を使用しているが、この参考様式を使用しなければならないか。	今回提示した参考様式は、簡略化した場合の最低限の内容を記載したサンプルであり、事業所によっては、従前相当サービスと共通の様式を利用いただいても構いません。
18		通所型サービスAの指定を事業所が受けなかった場合、当該事業所で通所型サービスAに該当する利用者をどのように対応すべきか。	猶予期間を設けます。猶予期間は下記のとおりです。 ・要支援者の場合 認定有効期間が切れるときまで。 ・事業対象者の場合 有効期限がないため、3か月を目途に指定を受けている事業所に移行。
19	対象者と利用手続き	40歳～64歳の特定疾病の方も、事業対象者になることができるか。	40歳～64歳の第2号被保険者の方は、基本チェックリストの実施による「事業対象者」になることはできないため、総合事業のサービスを希望される場合は、要支援認定を受ける必要がある。
20		介護予防通所介護相当サービスと通所型サービスAの対象者を判断する目安となる基準はどのようなものか。	説明会時に配布した資料のとおりとなりますが、振り分けの判断基準となるため、3項目すべて行い記録してください。
21		付表2の利用定員記入欄について、()書きでサービスAの利用定員を記入するとなっているが、令和2年2月1日付の指定申請の書類提出時にすみ分けがまだ出来ていないため、どうすればいいか。	()内は空白で構いません。すみ分けが終わり次第ご連絡をお願いします。
22	指定申請	運営規程は、既存のサービス等と別で作成する必要があるか。	サービスを一体的に実施する場合、それぞれ必要な事項が網羅されていれば、別々に作成しても、一体的に作成しても差支えありません。運営規程の例を参照してください。 <u>ただし、既存サービスについての運営規程が変更となる場合、別途変更届出が必要となります。</u>